



2025年5月20日

各 位

会 社 名 ナラサキ産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 中村 克久
コード番号 8085(東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 総務人事部長
氏 名 諸橋 洋一
T E L (03)6732-7350

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月27日開催予定の第82期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- 2025年3月11日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第82期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、当社現行定款第 27 条(取締役の責任免除)の一部を変更するものです。なお、当社現行定款第 27 条の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月27日(予定)
定款変更の効力発生日	2025年6月27日(予定)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 第5条 (条文省略) 第2章 株 式 第6条～第10条 (条文省略) 第3章 株主総会 第11条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第18条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。 (新設) (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 第6条～第10条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第11条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u> (員 数) 第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10</u>名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会</u>において選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)

現行定款	変更案
(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (新設) (代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 第22条 (条文省略)	(任 期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> 第22条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新設)	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (監査等委員会の招集通知) 第24条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
第24条 (条文省略) (新設)	第25条 (現行どおり) (取締役への委任) 第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u>
第25条 (条文省略) (新設)	第27条 (現行どおり) (監査等委員会規程) 第28条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現行定款	変更案
(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
<u>第5章 監査役および監査役会</u> (員 数) 第28条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u>	(削除) (削除)
(選任方法) 第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>(任 期)</u> 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> 第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
<u>(監査役会規程)</u> 第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
<u>(報酬等)</u> 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>(監査役の責任免除)</u> 第35条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第6章 会計監査人 第36条～第37条 (条文省略) (報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第7章 計 算 第39条～第42条 (条文省略) (新設)	(削除) 第5章 会計監査人 第31条～第32条 (現行どおり) (報酬等) 第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第6章 計 算 第34条～第37条 (現行どおり) <u>(附則)</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当会社は、第82期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>